（略）
２　（略）
３　（略）
（一般会計）

目
（略）
住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として実施するスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、住宅・建築物防災力緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業、地域防災力向上支援モデル事業、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）及びスマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）に限る。）
（略）
都市再生推進事業費補助（都市再生総合整備事業補助金、国際競争拠点都市整備事業補助金（国際競争流通業務拠点整備事業のうち調査・評価等事業及び事務事業を除く。）、まちなかウォーカブル推進事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業及び地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業に限る。）
（略）

二　（略）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付については、なお従前の例による。

（略）
２　（略）
３　（略）
（一般会計）

目
（略）
住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として実施するスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業及び地域防災力向上支援モデル事業を除く。）及びスマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）に限る。）
（略）
都市再生推進事業費補助（都市再生総合整備事業補助金、国際競争拠点都市整備事業補助金（国際競争流通業務拠点整備事業のうち調査・評価等事業及び事務事業を除く。）、まちなかウォーカブル推進事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業及び地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業に限る。）
（略）

二　（略）

人事異動

内　閣

総務副大臣　阿達　雅志
（在アラブ首長国連邦日本国大使館公使）外務事務官　中川　周
第二十八回万国郵便大会議日本政府代表を命ずる
期間は令和七年十月三日までとする（各通）
（在フランス日本国大使館公使）同　江碕智三郎
博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる
（大臣官房付）同　安東　義雄
博覧会国際事務局総会日本政府代表を免ずる（以上九月五日）

叙位・叙勲

○叙勲

大勲位菊花大綬章を授ける（九月六日）　悠仁　親王

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

吉田　一衛　小林　六子　野口　京
赤司己喜雄　矢田　悠　小山田浩定
石田富美代　北村　典　石川　智基
伊藤　獻一　松澤　昭夫　須永　理子
須永　壯一　山下　裕　渡辺　康子
金沢　剛　齋藤　賢一　島木　英彦
川畑　勲　山口　辰久　石割俊一郎
金田　安夫

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

今井　敬子　奥井　隆　田中美智子
淺井美智代　宮田　昇始　浅井　勝一
海老原イチコ

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

多賀　知子　牧田　幸弘　中田　隆
坂本　光章　豊田　迪子　堂本　潤
松本　孝弘　久木野政教　高塩　和夫
渡邉　精二　藤沢　昭和　山口　高央
松田　芳己　林　欣治　杉村　克治
石黒　竜

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

池　俊明

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける

四方　祥樹　北井　幸治

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

牧　寛之　横尾　忠則　河内　祐二

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

オマーン国人　モハメッド　サウド　サリーム　バフワン　アル　ムハイニ

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

サガミレストランツ株式会社
永井産業株式会社
第一カッター興業株式会社
まほろば風力発電株式会社
大鉄工業株式会社
辰巳マリン株式会社
株式会社テラ・コンフェクト
株式会社永和システムマネジメント
株式会社阪急交通社
株式会社ロイズコンフェクト